

総合評価方式

平成25年11月から品質確保・品質向上を図るため、原則、予定価格(税抜き)1,000万円以上の土木関係建設コンサルタント業務の区分B2及び区分C並びに建築関係建設コンサルタント業務(建築総合)の区分B、区分C1及び区分C2に技術提案と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を導入しています。

なお、平成29年10月から建築物の新築設計業務にデザイン性及び建設費縮減を評価項目に新たに追加しています。

総合評価方式の型式

標準型 I	土木関係建設コンサルタント業務の主に区分C
標準型 I - B	建築関係建設コンサルタント業務(建築総合)の主に区分C2(増築及び改修設計業務)
技術評価点(100点) = 業務の実施方針(30点) + 評価テーマに関する技術提案(20点) + 配置予定技術者・企業の能力(30点) + 地域貢献(20点)	
標準型 II	土木関係建設コンサルタント業務の主に区分B2
標準型 II - B	建築関係建設コンサルタント業務(建築総合)の主に区分C1及び区分B(増築及び改修設計業務)
技術評価点(100点) = 業務の実施方針(30点) + 配置予定技術者・企業の能力(50点) + 地域貢献(20点)	

評価値の算出方法

$$\text{評価値}^{\ast 1} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

価格評価点 = 100点 × (1 - 入札価格 / 予定価格)

技術評価点(100点) = 業務の実施方針 及び 評価テーマに関する技術提案(50 ~ 30点) + 配置予定技術者・企業の能力(30 ~ 50点) + 地域貢献(20点)

※1 評価値の高い応札者が落札者となります。また、評価値は小数点第4位止め、小数点第5位を四捨五入します。

学識経験者の意見聴取

総合評価方式の実施にあたり、地方自治法及び同法施行令に基づき、学識経験者等で構成する第三者委員会の意見を聞くこととしています。また、特に定量的な評価が困難な評価テーマに関する技術提案等については、審査の透明性を確保するため、第三者委員会を開催して評価を行っています。

■ 公共工事の品質確保(建設工事に係る委託業務) <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/hinkakuitaku/index.html>

一般業務認定審査部会・高度技術業務認定審査部会

一般業務認定審査部会 (1年に1回 4月頃開催)

一般的な業務等 = 受注実績や同一部門の実績を求める業務

実績条件を満たさない場合

一般業務認定審査部会

- ・会社として県外市町村や民間での実績を有するもの
- ・所属する技術者に国等又は都道府県、政令市発注の業務で主任(管理)技術者として経験を有するもの 等

認められなかった場合 同等の能力を認められた場合

理由の説明要求に係る回答

個別業務への入札参加

平面交差点、擁壁、シールド
一般的な橋梁等の設計
倉庫、体育館、学校等の設計
補償関係、測量・調査業務 など

トンネル、ダム本体、水門
桟橋、つり橋等の設計
美術館、病院等の設計

高度技術業務認定審査部会 (必要に応じ開催)

高度な技術を要する業務(土木区分C 建築区分C1・C2)
= 同種業務の実績を求める業務

個別業務の入札

入札公告

実績条件を満たさない場合

高度技術業務認定審査部会

- ・会社として市町村や民間での同種業務の実績を有するもの
- ・所属する技術者に国等又は都道府県、政令市発注の同種業務で主任(管理)技術者として経験を有するもの

審査結果通知

同等の能力を認められた場合

認められなかった場合 同等の能力を認められた場合

理由の説明要求に係る回答

入札

資本関係等にある複数の者の同一入札への参加制限

参加制限の内容

- ・資本関係又は個人の関係にある複数の者の同一入札への参加を制限
 - ・複数の法人又は個人により構成される組合等やその組合を構成する法人又は個人の同一入札への参加を制限
- 資本関係等にある複数の者が同一入札への参加があった場合にはいずれの者も失格となります。

■新公共調達制度相談窓口 各振興局建設部と技術調査課等に設置しています。

建設工事に係る委託業務(設計・調査・測量)の新公共調達制度

—競争性・公平性・透明性の向上—

和歌山県

和歌山県では、建設工事に係る全ての委託業務において条件付き一般競争入札を導入し、次の3つの観点から入札参加資格審査申請や入札参加条件等を定めています。

1. 不良不適格業者の排除

2. 品質の確保

3. 県内業者の育成

条件付き一般競争入札の流れ

資格審査

入札参加資格審査(2年に1度)

新規参入

(一般的な業務等の実績を持たない場合)
一般業務認定審査部会(1年に1回開催)

条件付き一般競争入札

○公告

入札に参加するために必要な条件

全ての業務の入札参加条件

+ 新規参入 (高度な技術を要する業務の実績を持たない場合)

高度技術業務認定審査部会
(必要に応じ開催)

個別業務ごとの入札参加条件

○入札

予定価格(税抜き) 3,000万円未満

予定価格 事前公表

最低制限価格 あり 事後公表

予定価格(税抜き) 3,000万円以上

予定価格 事後公表

最低制限価格 なし

最低制限価格

最低制限価格^{※1} (予定価格(税抜き)3,000万円未満の業務に設定)

業務区分ごとに定めた以下の①~④に算出された額の合計金額 × 法定消費税相当額^{※2} × ランダム係数^{※3}

※1 設定範囲は予定価格の7/10以上

※2 資産の譲渡予定日に適用される税率

※3 一定の範囲で無作為に発生させる係数

業務区分	①	②	③	④
土木関係建設コンサルタント業務 ^{※4}	直接人件費 × 1.00	直接経費 × 1.00	その他原価 × 0.90	一般管理費等 × 0.48
			技術経費 × 0.60	諸経費 × 0.60
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費 × 1.00	特別経費 × 1.00	技術料等経費 × 0.60	諸経費 × 0.60
補償関係コンサルタント業務	直接人件費 × 1.00	直接経費 × 1.00	その他原価 × 0.90	一般管理費等 × 0.45
測量業務	直接測量費 × 1.00	測量調査費 × 1.00	—	諸経費 × 0.48
地質調査業務	直接調査費 × 1.00	間接調査費 × 0.90	解析等調査業務費 × 0.80	諸経費 × 0.45

※4 どちらの算定式を適用するかは、各案件の設計書においてご確認ください。

建設工事に係る委託業務(設計・調査・測量)の入札参加資格・条件等

(1)入札参加資格

入札参加資格審査申請に必要な主な条件

企業者対象

- ①地方自治法施行令の資格要件を有すること。
- ②県税等の未納がないこと。
- ③役員等に暴力団等との関係がないこと。
- ④測量業務の入札参加を希望する者は、測量法による登録を受けていること。
- ⑤建築関係建設コンサルタント業務(建築一般)の設計・監理の入札参加を希望する者は、建築士法による登録を受けていること。

県外業者対象

- ⑥土木関係建設コンサルタント業務
会社全体の技術士数が5名以上の人であること。
- ⑦建築関係建設コンサルタント業務(建築総合)
会社全体の1級建築士数が20名以上の人であること。
- ⑧補償関係コンサルタント業務
会社全体の「補償業務管理者」、「補償業務管理士」数が合わせて5名以上の人であること。
- ⑨測量業務(航空測量)
測量法第55条の二第1項第5号により航空測量(空中写真撮影及び空中写真図化)を主として請け負う測量の種類としている者であること。
また、会社全体の測量士数が10名以上の人であること。

※暖冷房・衛生・電気を除く建築関係建設コンサルタント業務、航空測量を除く測量業務、地質調査業務は、県外業者を原則認めていない。

不良不適格業者の排除

・災害時等の緊急を要する場合には、随意契約や指名競争入札を行う場合もあります。

全ての業務の入札参加条件

実績条件を満たす場合

1. 土木関係建設コンサルタント業務

業務内容	区分	地域条件	登録等条件	所属技術者条件	実績条件(会社)	備考
土木構造物等の設計や道路、河川、港湾等の計画を行う業務	A1	県内2ブロック※3	当該部門の認定	会社全体の技術士等又はRCCMが合わせて1名以上	受注実績(国等又は都道府県、政令市、県内市町村)	・平面交差点、落石防護柵、擁壁、単純な構造の橋梁等の設計・計画
	A2	県内	国への登録かつ当該部門の認定	会社全体の技術士等又はRCCMが合わせて2名以上		・法面設計(安定計算を含まない)及び橋梁設計、砂防ダム詳細設計は、予定価格※2500円未満であってもA2区分とする。
	B1	県内	当該部門の認定	当該部門の技術士等又はRCCMが合わせて2名以上	当該部門の実績(国等又は都道府県、政令市)	・道路部門、鋼構造及びコンクリート部門に関する業務
	B2	混合	当該部門の国への登録かつ当該部門の認定	当該部門の技術士等又はRCCMが合わせて2名以上		・シールド、簡単な水門、複雑な構造の橋梁等の設計・計画でB1区分以外の業務
	C	混合	当該部門の国への登録かつ当該部門の認定	当該部門の技術士が2名以上		・トンネル、ダム本体、水門、桟橋、吊橋等の設計・計画

・業務内容により、当該部門以外の部門(関連部門)の登録や技術者数を条件とする場合があります。例えば、橋梁設計で当該部門(鋼構造及びコンクリート)に対する土質基礎などの部門が関連部門となります。

※3 県内2ブロック([海草+那賀+伊都+有田]・[日高+西牟婁+串本+新宮]) ※4 総合評価方式は、原則、予定価格(税抜き)1,000万円以上の土木関係建設コンサルタント業務の区分B2及び区分Cに導入しています。

2. 建築関係建設コンサルタント業務(建築総合)

業務内容	区分	地域条件	登録等条件	所属技術者条件	実績条件(会社)	備考
建築物等の設計を行う業務	A	県内	当該部門の認定	1級建築士が1名以上	受注実績(国等又は都道府県、政令市、県内市町村)	・倉庫、車庫等の新築、改修設計
	B	県内	当該部門の認定	1級建築士が2名以上		・体育館、学校等の改修設計で大規模なものは除外
	C1	混合	当該部門の認定	1級建築士が2名以上、かつ、1級建築士を1ポイント、2級建築士及び木造建築士を0.5ポイントとし、合計5ポイント以上	受注実績(国等又は都道府県、政令市)	・体育館、学校等の新築設計・監理及び大規模な改修設計
	C2	混合	当該部門の認定	1級建築士が20名以上、又は中小企業組合として登録された協同組合で1級建築士が50名以上		・美術館、病院等の新築設計・監理及び大規模な改修設計

※5 総合評価方式は、原則、予定価格(税抜き)1,000万円以上の建築関係建設コンサルタント業務(建築総合)の区分B、区分C1及び区分C2に導入しています。

3. 建築関係建設コンサルタント業務(建築設備)

業務内容	区分	地域条件	登録等条件	所属技術者条件	実績条件(会社)	備考
改修等で建築設備の設計を単独で行う業務	全ての業務	県内	当該部門の認定	—	受注実績(国等又は都道府県、政令市、県内市町村)	建築物の給排水、衛生設備、空調設備及び電気設備の改修工事の設計

4. 補償関係コンサルタント業務

業務内容	区分	地域条件	登録等条件	所属技術者条件	実績条件(会社)	備考
建物等の調査・算定を行う業務	全ての業務	県内	当該部門の認定	—	受注実績(国等又は都道府県、政令市、県内市町村)	建築物の給排水、衛生設備、空調設備及び電気設備の改修工事の設計

5. 測量業務

業務内容	区分	地域条件	登録等条件	所属技術者条件	実績条件(会社)	備考
測量一般(土地の形状や用地を測る業務)	A	県内6ブロック※6	測量一般の認定	測量士が1名以上	受注実績(国等又は都道府県、政令市、県内市町村)	簡易な業務とは、住宅等の延べ面積の合計が500m ² 未満までとする。
	B	県内2ブロック※7	測量一般の認定	測量士又は測量士補が合わせて3名以上		
航空測量	全ての業務	混合	航空測量の認定	測量士が1名以上	受注実績(国等又は都道府県、政令市、県内市町村)	地形測量、横断測量、縦断測量、用地測量等

※6 県内6ブロック([伊都+那賀]・海草・有田・日高・西牟婁・串本+新宮]) ※7 県内2ブロック([海草+那賀+伊都+有田]・[日高+西牟婁+串本+新宮])

6. 地質調査業務

業務内容	区分	地域条件	登録等条件	所属技術者条件	実績条件(会社)	備考
地質の調査を行いう業務	A	県内	地質調査業の認定	—	受注実績(国等又は都道府県、政令市、県内市町村)	ボーリング調査、弾性波探査等
	B	国への登録かつ地質調査業の認定	—	—		

※2 予定価格(税抜き)

*1 県外業者については、入札参加資格とは別に「和歌山県内の支店、営業所等」の認定が事前に必要となります。(建築関係建設コンサルタント業務(建築総合)を除く。)

一定の能力

信頼性

タイミング対策

※ 朱書きは一部改定箇所(平成30年6月1日適用)

予定価格の事前公表(予定価格※2 3千万円以上事後公表)・最低制限価格の設定(事後公表・変動制)